都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文　資料1-8

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第160条　（略）

２　（略）

３　都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三　（略）

４・５　（略）

６　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

７　支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

８　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

９　厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13　（略）

14　特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15　基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16　介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第２号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17　協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

激変緩和率による保険料率の調整

◎平成18年健康保険法等改正法

附　則

第31条　平成20年10月改正健保法第160条第３項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第４条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成32年３月31日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第7条の6　協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九　（略）

十　その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

２　前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

４　協会は、定款の変更について第２項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一　定款の変更

二　第７条の22第２項に規定する運営規則の変更

三　協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四　重要な財産の処分又は重大な債務の負担

五　第７条の35第２項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六　その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

２・３　（略）

◎健康保険法施行規則

第2条の2　健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第７条の６第１項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。